

一般質問通告一覧表

日付	発言者順序 【質問方式】	発言の要旨
平成 26 年 3 月 7 日 (金)	1 上原しのぶ 【一問一答】	1 障がい者福祉施策について
	2 成田 智樹 【一問一答】	1 自転車走行環境の整備について 2 オープンデータ推進の取組について
	3 竹内ひろみ 【一問一答】	1 (仮称) 南こども園について 2 子ども・子育て支援新制度について
	4 下村 晴意 【一問一答】	1 受動喫煙防止対策について
10 日 (月)	5 山田 弘己 【一問一答】	1 生駒市のシティプロモーションについて
	6 西山 洋竜 【一問一答】	1 生駒市における国際化施策について
	7 恵比須幹夫 【一問一答】	1 大規模震災発災時における行政対応について 2 環境保全対策について
	8 角田 晃一 【一問一答】	1 市長のマニフェストと今後の市政運営について
	9 塩見 牧子 【一問一答】	1 市長施政方針「市民が主役となってつくる、参画と協働のまち」への取組について
11 日 (火)	10 浜田 佳資 【一問一答】	1 次年度施政方針について

平成 26 年 2 月 13 日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員

上原しのぶ 印

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 26 年 2 月 13 日
午後 2 時 01 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u> ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	障がい者福祉施策について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑・質問事項
1	障がい者福祉施策について
質疑・質問の要旨	
障がい者が、生涯を通じて安心して地域で暮らしていくためには障がい者の生活ニーズを基本として関係者が連携し、生活の各場面における支援を効果的に行うことが重要です。生駒市では、障がい者福祉計画を策定しハートフルプランにきっちりと位置付けています。 また、行政においては障がい福祉課において具体的な施策を日々推進しておられます。大事なことは障がいのあるなしに関わらず、一人の人間としてその生涯を通じて人格を尊重され、持てる可能性を十分に発揮できるような環境の整備が不可欠であると考えます。 以上の観点から障がい者施策のより一層の充実に向けて、次の課題について市はどのように進めて行かれるのか質問いたします。 1、 障害者福祉年金の廃止後における年金相当額の財源の使途について 重度心身障がい者のために月々4000円の障害者年金が支給されていましたが、現在は廃止されています。廃止の理由としては個人給付ではなく、障がい者福祉施策を今後さらに効果的に実施していくためとも聞き及んでいますが、廃止された年金に相当する財源の使途は現在どのようになっていますか。 また、今後はどのように考えておられますか、お聞かせください。 2、 障がい者のための施設整備について 市内には幾つかの障がい者福祉施設がありますが、それらに対して今後市としてどのように支援していく予定ですか。 3、 就労支援について 障がい者の自立や社会参加の促進といった面からも就労支援は重要な課題だと考えます。障がい者の就労支援について、市として今後どのような計画を考えておられるのか質問します。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成26年 2月24日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

成田 智樹



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

 平成26年 2月24日
 午前10時38分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	自転車走行環境の整備について
2	オープンデータ推進の取組について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	自転車走行環境の整備について
質疑・質問の要旨	
近年、通勤手段としての利用が増えるなど、全国的に自転車利用者は増加傾向にあり、それに伴い、夜間の無灯火運転や自転車走行中の携帯電話、スマートフォンの利用などが原因とみられる自転車事故が相次いで発生しています。警察庁の調べによる交通事故の総件数は、平成14年からの10年間で約30%減少していますが、逆に自転車対歩行者の事故は30%以上増加しています。また、平成24年において、自転車関連の死亡事故は全国で500件を超えています。 政府はこれまで、警察の取締り強化に頼り、自転車の走行環境の整備を都市政策の重要な要素の一つとして捉えた、効果的かつ具体的な対策を打ち出してきました。また、自転車に関わる交通ルールについては、利用者の認識不足及び軽視により、十分に遵守されているとは言えず、それにより近年の事故多発を招いたとも考えられています。 そのような中、警察庁は平成23年10月に自転車交通に関する総合政策を定め、自転車は車両であるとの位置付けを明確にして、車道走行を促す対策に乗り出し、また、昨年12月1日には道路交通法を改正し、自転車が道路の右側にある路側帯を走行すること、いわゆる逆走の禁止と違反した場合の厳罰化を打ち出しましたが、現実として、車道の多くが、安心して自転車で走行できる環境が整備されていないというのが実態です。 本市においては現在、環境No.1都市を目指し、環境にやさしく、また、健康増進にも効果の高い自転車の活用を促進する取組を進めており、一昨年4月には、市職員の自転車通勤手当の増額が施行されたのも記憶に新しいところです。しかし、市域内のほとんどが傾斜地であるという特性もあり、自転車利用者は他の自治体と比較して少ないと推察され、そのためか、自転車の走行環境の整備状況は利用者にとって、決して満足できるとは言えない状況と思料されます。 今後、高齢化がいつそう進展することは明白であり、歩行者の安全確保の観点からも、自転車走行環境の整備は早急に取り組むべき課題と考えます。 本市における取組について、以下のとおり質問いたします。 1. 市民の自転車利用状況についてどのように把握・認識しているのか。 2. 本市の自転車走行環境の現状をどのように評価・分析しているのか。	

3. 本年度からの新規事業である「生駒市自転車利用ネットワーク事業」について、どのような進捗状況か。
4. 今後、市として、自転車走行環境の整備についてどのように取り組む考えか。ハード面（道路、交差点及び標識等の整備等）及び、ソフト面（市民への交通ルール遵守の徹底、啓発等）等、方向性は検討されているのか。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	オープンデータ推進の取組について
質疑・質問の要旨	
オープンデータとは、広く開かれた利用が許可されているデータのことで、行政機関が保有する地理空間情報、防災・減災情報、調達情報、統計情報などの公共データを利用しやすい形で公開することを指すのが一般的です。近年、より透明性を高め、市民の参画や行政と市民との協働を促進する流れを受けて、このオープンデータへの関心が高まりつつあります。 オープンデータは、国と地方自治体が一体となった取組が求められることから、政府のIT総合戦略本部(平成24年7月4日開催)では、①政府自ら積極的に公共データを公開すること、②機械判読可能な形式で公開すること、③営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること、④取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を確実に蓄積していくこと、の4原則が取りまとめられ、併せて、東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急時に有用と考えられる公共データの公開については、早期に取組を進めていくことの重要性が確認されました。 そうした中、政府は、昨年末に各府省庁が公開する公共データの案内・横断的検索が可能な「データカタログサイト」(ポータルサイト)試行版を立ち上げ、今後は全省庁が参加し、統計や調達、防災などに関連する約1万個のデータ群が最終的に公開される予定です。企業や公共団体がこれらのデータを活用し、低コストかつ短期間にアプリケーションやサービスを開発できることになります。 地方自治体では、福井県内(鯖江市など)の取組が顕著で、昨年12月には、防災、統計など69の県独自データ及び、県と県内17市町の計1千を超える公共施設情報を公開した「県オープンデータライブラリ」を県ホームページに開設しています。 行政の透明性・信頼性の向上、国民参加・官民協働の推進、経済の活性化・行政の効率化が三位一体で進むと期待されるオープンデータの取組推進について、以下のとおり質問いたします。 1. 本市において、オープンデータ活用に向けての取組は進めているのか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成26年2月25日

生駒市議会議長

中谷尚敬様

生駒市議会議員

竹内ひろみ



発言通告書

次のとおり通告します。

平成26年2月25日
午後3時35分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	(仮称)南こども園について
2	子ども・子育て支援新制度について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番 号	質疑 ・ 質問事項
	(仮称) 南こども園について
質疑・質問の要旨	
A. 設計について 平成24年11月に、南幼稚園とみなみ保育園を一体化してこども園とする計画が発表されました。 その後、24年度には、3回に亘る懇話会が開かれ、学識経験者、保護者、関係行政職員、市職員等によって、(仮称)南こども園の整備及び運営に関して話し合われました。 また、両園で各1回の保護者説明会が開かれ、地域の方も参加され、様々な疑問や意見が出されました。しかし、それらの疑問や意見などには十分答えられたとはいえません。平成25年度には、秋に行われた次年度入園者向けの説明会の他は、懇話会も保護者会も開かれませんでした。 平成25年12月から、プロポーザル方式による設計業者の公募が行われ、今年2月には設計業者が選定され、3月には契約の予定になっています。 建物・設備等の設計のためには、どのような保育、教育をするのかというソフト面が肝腎ですが、懇話会などで出されていた課題も含め、それが十分に詰められたとはいえません。懇話会で、座長の吉岡先生は、短時間保育児・長時間保育児が多様な時間の過ごし方をするようになるので、部屋数、職員数、部屋のあり方などをしっかりシミュレーションする必要があるといわれています。例えば、「時間によって子どもを何回も移動させるのはかわいそう。昼寝が終わるまでクラスにおいておくのがよいのかどうか、一連の子どもの動きも考えてほしい。どこに視点を置いてどこに子どもを配置するのがよいかを考える必要がある。」 「長時間の子が遊べるような部屋があった方が、間のびしなくてよいのではないかと。しっかりシミュレーションした上でよい園舎を考えてほしい。」など貴重な意見をいただいています。また、「施設建設の際、現場の意見を聞きながら進めていくべき。他市の状況を見ても、良い施設は現場からしっかり意見を聞いている。」ともいわれており、このような意見はしっかりと活かしていかなければならないと考えます。	

そこで、以下お尋ねします。

1. 設計業務プロポーザルのための設計コンセプトにあるように、「園児や職員のスムーズな動線を確保する」など、よい園舎を設計するためにはシミュレーションが必要といわれていますが、それをどのように行う計画ですか？
2. 良い施設をつくるためには、設計業者と現場職員等が話し合い設計を詰めていくことが必要ですが、第3回懇話会で事務局がいわれていた「ワーキンググループ」を設けることなど、今後どのような体制で進めていく考えですか？

B. 幼保一体化に伴う、保護者の融合について

幼稚園と保育園の保護者は、いうまでもなく、生活スタイルが大きく異なります。本市では、幼稚園の保護者は園との関係が非常に密接で、園の行事にも多大な協力をしているとききます。一方、保育園の保護者は、フルタイムで働いている人が多く、園の行事に協力することは難しく、保護者会の活動は、休日や時間外に行っています。

こういう状況から、幼保一体になった場合に、保護者会の活動や行事への協力などの仕方に大きな違いがあることに、どちらの保護者からも不安の声がかけられます。

私が視察させていただいた、檀原の金橋こども園でも、保護者の融合が一番大変だったといわれていました。

幼稚園の保護者も保育園の保護者も、こどもにとってよりよい保育・教育をするという点で一致して協力できるような体制を築いていく必要があると思います。

そこで、以下おききします。

1. 市は、こども園における保護者と園との関係をどう考えますか？
2. 幼保の保護者の融合のためにどのような手だてを考えていますか？

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	子ども・子育て支援新制度について
質疑・質問の要旨	
平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」に基づき、本市では昨年6月、「生駒市子ども・子育て会議条例」が施行され、同年10月、第一回子ども子育て会議が開催されました。同会議によって、平成27年度末の事業計画策定に向けて、子ども・子育て支援に関する重要事項が調査・審議されます。	
同会議に係るスケジュールによれば、昨年11月より「ニーズ調査」が行われ、本年2月までには、その分析結果がでることになっています。	
本調査は、無作為抽出による3,200人を対象に行われ、「幼児期の学校教育、保育並びに地域子ども・子育て支援事業に係る、いわゆる「量の見込み」を分析し、事業計画における「確保方策」等を検討する基礎データを得るために行われるものです。	
そこで以下の質問をします。	
1. ニーズ調査について ① 調査項目は国のひな形を基に地域の事情を反映させることになっていますが、市の特有の事情をどのように考えてどのように調査項目に反映されたのでしょうか？ ② 随所に「利用料金が必要」とのコメントがありますが、これは、回答者に利用を抑制する心理を生み、利用ニーズが過小になる恐れがあります。本来このようなコメントは差し控えるべきであったと考えますがいかがでしょうか？	
2. 「子ども・子育て支援新制度」の抱える問題について 子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」と略す）は、以下のよう な問題があると考えます。 「新制度」は、民主党政権の下、経済対策として、つまり、規制緩和を通じて新たな産業分野を形成し、経済の活性化、雇用の拡大を図るための一つの分野として、保育所・幼稚園も位置付けられて制度改革がされたのであり、幼児の保育をどう充実させるかという視点からではあ	

りませんでした。その後、各分野からの批判もあり、見直されたため非常に分かりにくい制度になっていますが、子どもの保育・教育に事業者の参入を促し、保育のサービス業化が図られたという本質は変わっていません。

幼保一体化については、様々な面から批判が出され、幼稚園、保育所とも新制度の下で維持されることになりましたが、政府は幼稚園と保育所を一体化した認定こども園を重視しています。おそらく幼稚園の相当数が認定こども園に移行すると見られています。

認定こども園では、まず、子どもに対し保育の必要性などを認定します。保護者は事業者と直接契約し施設を利用しますが、行政は利用者に対して、保育料の一部を公費で補填します（ただし、実際は施設が代理受領します）。現行制度では施設に対して公費が支払われるため、施設は自由に収益を上げたり、収益を自由に使うことは困難ですが、「新制度」では施設は直接公費を支給されないため、それが可能になります。

こうして、事業者の参入が促される仕組みになっています。

保育行財政研究会編著「子ども・子育て支援新制度 PART2」の中で、奈良女子大学教授中山徹氏は、「新制度」でもたらされることとして次のようなことをあげておられます。

a. 保育に格差が発生する

基本的な運営経費額と収入に応じた保育料は国が決めますが、実際の徴収額は各事業者が決めます。事業者は特別なプログラムを設けるなどによって保育料徴収額を上げることもでき、保育の内容も保育料も園によって大きく異なることになります。

b. 保育士の非正規化が進む（コストの約7割を占めるといわれる人件費の削減が図られる）

c. 保護者の消費者化が進む（親の育ちの場としての保育所でなくなる）

d. 事業者との競争の中で、公立施設が解体に直面する、など。

国や市の将来を担う子どもの保育・教育の大きな部分がこのような競争原理のもとに行われてよいのか、これは非常に重要な問題であると考えます。

市は、このような「新制度」の問題についてどう考えますか？

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

4

平成26年 2 月 26 日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

下村 晴意印

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成26年 2月 26日
午後2時27分 受領

発言の種類 (○を付ける)		質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)	
1	受動喫煙防止対策について	
2		
3		
4		
5		

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	受動喫煙防止対策について
質疑・質問の要旨	
世界保健機構（WHO）は、喫煙と受動喫煙による健康への悪影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とし、2003年「たばこの規制に関する世界保健機構枠組条約」を採択し2005年に発効しました。本条約は締約国に対して、価格の引き上げ（第6条）、職場・公共の建物内の100%禁煙化（第8条）、パッケージの警告の強化（第11条）、広告・販売促進・後援の規制（第13条）、禁煙治療の普及（第14条）などに取り組むように求めています。	
わが国では、2000年以降、健康日本21、健康増進法、特定健康診査、がん対策基本法などで喫煙対策を含む施策が施行されてきました。多くの医学関係の学会、組織が禁煙宣言を採択し、日本学術会議も2008年に政府への要望書「脱たばこ社会の実現に向けて」2010年に提言「受動喫煙防止の推進について」を公表していますが、諸外国に比べると取組は遅れています。	
現在、日本における成人の喫煙率は22%と近年減少傾向にありますが、勤労男性の喫煙率は40%を超えており、業種によっては50%を超えている場合があります。若い世代の女性の喫煙率は上昇も危惧されており、早急な対策を講じなければならないと考えます。	
喫煙及び受動喫煙の有害性は広く認識されつつありますが、マスメディアを通じて喫煙は嗜好の問題であるという考え方がまだ流布されており、若い世代の禁煙・防煙活動の障害にもなっています。	
喫煙により引き起こされる病気を喫煙関連疾患、いわゆるたばこ病といわれます。国民の死亡原因の第1位はがんですが、たばこががんとの関連性は、医学的に明らかになっております。たばこ病には、たばこの煙を吸うこと、能動喫煙により病気になるものと、自分が吸わないのに人のたばこが出す煙、副流煙を吸わされて、いわゆる受動喫煙により病気になるものがあります。副流煙は喫煙者自身が吸う主流煙より毒性が強く、受動喫煙の健康被害を生じることが医学的にも明らかになっています。すなわちたばこは、喫煙者のみならず、周囲の非喫煙者の呼吸器疾患、循環器疾患、がん等のリスクを上昇させ、また、家族の喫煙が、子どもに肺炎、気管支炎、ぜん息等にな	

りやすい、また、風邪が治りにくい、呼吸機能が低下するなどの影響も与えることも報告されています。

国民の健康の増進を図り、国民保健の向上を図ることを目的として、健康増進法が施行され、その29条に「非喫煙者をたばこの煙から保護するため、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他の多数の者が利用する施設を管理するものは、これらを利用するものについて受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」と規定されています。この法律は、今まで曖昧であった受動喫煙の被害を生じさせないようにする義務を、その場所を管理する事業主に課したものです。このことにより、その責任者は、その施設が完全に分煙になっていなかったために生じた非喫煙者の職員や客の急性、慢性のたばこによる健康被害に対し、その責任を追及される可能性も生じてきました。以上のことをふまえ質問致します。

1、本市においては、受動喫煙防止対策に取り組んでおられますが、学校・公共施設等の現状をお聞かせください。また、市民への啓発の取組についてもお聞かせください。

2、施設だけではなく、受動喫煙については、子どもや妊産婦など特に保護されるべき立場の者への悪影響が問題とされています。屋外であっても、子どもや多数の者の利用が想定される公共的な空間、例えば公園、通学路等での受動喫煙防止対策は重要であります。本市で「生駒市まちをきれいにする条例」を制定されましたが、喫煙の制限（11条）の成果についてお聞かせください。

3、以上のことをふまえ「歩きたばこ禁止条例」制定についての考えをお聞かせください。

平成26年2月28日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員

山 田 弘 己 印



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成26年2月28日
午後1時10分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	生駒市のシティプロモーションについて
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	生駒市のシティプロモーションについて
質疑・質問の要旨	
○我が国では、1990年代から人口構成で、高齢者人口が急増する一方、生産年齢人口が減少し、新たな生産年齢人口が退職していく世代の人口を補充できない、少子高齢化の傾向が見られるようになりました。 ○2000年代に入り、この生産年齢人口の減少や高齢者人口の増加に伴う消費経済活動の低下により長期的な経済成長が鈍化したり、働く世代が引退世代を支える社会保障制度の維持が今後困難になると予見されるなど、いわゆる「人口オーナス期」の社会に入ったとされ、これが広く認識されています。 ○この人口減少社会の状況を鑑み、現在多くの自治体において、定住者の流出に歯止めをかけるとともに、転入者人口のみならず交流者人口も増加させるため、地域の持続的な発展を可能とするまちづくりの実現を目的として、自治体自ら地域の魅力を地域内外に効果的に訴求するシティプロモーション、シティセールスの動きが、全国的にも顕著となってきています。 ○生駒市においても昨年の4月に、広報広聴課の所管事務のひとつとして「シティプロモーションの推進に関すること」が明記されました。以上を踏まえて、次のとおり質問をいたします。 【質問事項】 (1)＜計画＞ シティプロモーションを所管事務として掲げた広報広聴課の本件に関わる今年度の推進計画は何を主眼に置いたのか。 (2)＜戦略＞ 計画の実現のため、具体的な働きかけの手法やターゲット層の絞り込みについては、どのように実行したのか。 (3)＜評価と課題＞ 実施した施策の成果と問題点について、どのように評価しているか。 (4)＜推進体制＞ 当初、広報広聴課を中心とする推進体制を取り、半年後にプロジェクトチームを組織した理由は何か。 (5)＜今後の展開＞ 来年度に向けての新たな事業展開やその手法については何をお考えか。 以上	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成 26 年 2 月 28 日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 殿

生駒市議会議員

西 山 洋 竜



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 26 年 2 月 28 日
午後 2 時 7 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	生駒市における国際化施策について
2	
3	
4	
5	

番号	質疑 ・ 質問事項
1	生駒市における国際化施策について
質疑・質問の要旨	
平成24年10月の生駒市総人口121,105人に対して外国人登録者は1007人と、人口全体比にして約0.8%の外国人が居住しており、外国人の多さでは奈良県下では奈良市、橿原市に次いで3番目という状況です。 本市の外国人比率が約0.8%と決して高い比率でないにせよ、世界的なグローバル化の動きはますます活発になってきており、これからは、国境を越えた人の動き、モノや情報の動きによって、人々の価値観や生き方の多様さを生むとも言えます。今のグローバル社会にあっては、国籍や民族にとらわれない、無数の「文化」が存在している中で、私は若い日本人が文化の壁を越えて他国の人々と交流し、成長していくための担い手がこれからとても重要であると考えています。また、関西一魅力的なまちづくりを目指す本市において、外国人住民にとって住みよいまちづくりのための環境整備は、今後において大変重要であるとも考えています。 生駒市自治基本条例においても、「市民及び市は、各種分野における国際交流及び協力に努めるとともに、多文化共生社会の視点に立ったまちづくりを推進するものとする」と規定されています。 急速に進む「グローバル社会」の中で、いかに互いの違いを認め合い、対等な関係を築きながら共に生きていくかという「多文化共生」を目指す教育や、外国人住民にとって住みやすい生活支援の積極的な環境整備は、これからのまちづくりの上で欠かせない要素と考え、以下のとおり質問します。	
<質問> (1) 全国的に国際化施策に取り組む自治体はかなり増えてきていますが、本市におけるこれまでの国際化施策を、市の施策の中でどのように位置付けて展開されてきましたか。また、それらをどのように評価し、課題についてもありましたら教えてください。 (2) 本市では、学校教育の一環として多文化共生教育の推進や、外国人住民に対する窓口対応や生活相談の体制づくりなど、様々な取組を行っていますが、中でも国際交流や多文化共生の推進に向けて取り組まれていることなどがありましたら教えてください。また、今後新たに検討されている施策もありましたら、併せて教えてください。	

平成 26 年 2 月 28 日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

恵比須 幹夫

印

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 26 年 2 月 28 日
午後 2 時 19 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	大規模震災発災時における行政対応について
2	環境保全対策について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	大規模震災発災時における行政対応について
質疑・質問の要旨	
1. 災害廃棄物の処理体制について ① 平成 24 年 3 月議会の一般質問で、災害廃棄物の処理体制を構築するにあたっては仮置場および選別・破碎・焼却などを行う中間処理拠点の場所を予め想定しておくことを提案させていただきました。以降 2 年間の検討状況と成果についてお聞かせ下さい。 ② 災害廃棄物の中間処理をとまなう仮置場の具体的な設置・運営方法は、どのように想定し計画されているのか、お聞かせ下さい。 ③ 選別後の災害廃棄物のうち、木屑など可燃物は清掃センターの焼却炉もしくは仮設炉で処理することになります。それ以外では、がれき類が大きなウエイトを占めます。がれき類は、破碎して道路の路盤材などとして活用が可能です。しかし、最大限に活用したとしても、相当量の要処分がれきが生じると想定されます。その対応について、どのように計画されているのか、お聞かせ下さい。 2. 大規模震災発災時における業務継続について ① 大規模震災の発災時、地方自治体は災害復旧・復興の要として重要な役割を担うことになります。しかし一方、災害時でも継続して行わなければならない通常業務も存在します。従って地方自治体は、大規模震災の発災時においても、業務が適切に継続できる体制を整えておく必要がありますが、本市のこれまでの検討状況と現状の備えについてお聞かせ下さい。 ② 現在、全国の各地方自治体では業務継続計画(BCP=BusinessContinuityPlan)の策定が進みつつあります。将来的には、本市でも大規模震災の発災に備え、同計画を策定しておくことが望ましいと思われますが、考えをお聞かせ下さい。 ③ 地方自治体の重要業務の多くは情報システムに依存しております。その意味で、市役所全体の BCP が未策定であっても、まずは ICT(information and communication technology)に関する BCP を策定する必要がある旨、総務省の「地方公共団体における ICT 部門の BCP 策定に関するガイドライン」(平成 24 年 1 月)でも示されています。本市でも早期の策定が望ましいと思われますが、考えをお聞かせ下さい。	

番号	質疑 ・ 質問事項
2	環境保全対策について
質疑・質問の要旨	
1. 廃棄物の野焼き対策について 廃棄物の野焼きは、ばい煙や悪臭の原因になり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」で禁止されており、違反者には5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金または、その両方が課せられます。野焼きされる物によっては、化学物質過敏症による発作など、深刻な健康被害が生じる恐れもあります。その観点から、以下の点についてお聞きします。 ① 現状の監視・通報および行為者への指導体制についてお聞かせ下さい。 ② 今年度は、何件の通報があり、行為者にどのような指導を行われたのか、顛末をお聞かせ下さい。 ③ 建設系廃棄物の野焼きの場合、廃棄物の排出現場からの流れと、物量の把握が重要となってきます。その場合、県の担当部署との連携が必要となってきますが、現状の取り組みについてお聞かせ下さい。 2. 廃棄物の不法投棄対策について 廃棄物の不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」で禁じられており、違反した場合は5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金に処せられます。特に本市は住宅都市であり、不法投棄は即、生活環境の悪化につながってきます。また、豊かな自然の破壊にもつながります。その観点から、以下の点についてお聞きします。 ① 不法投棄の監視は、「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」により委嘱される清掃指導員と、「生駒市まちをきれいにする条例」により置かれる環境美化推進員の連携のもと推進されるものと認識します。現状の連携の状況と成果についてお聞かせ下さい。 ② 今年度確認された不法投棄の状況と指導の顛末についてお聞かせ下さい。 ③ 不法投棄の監視を強化するため、各地の自治体では監視カメラ等の導入が見受けられます。本市でも導入すれば一定の効果が得られるものと想定されますが、考えをお聞かせ下さい。 ④ 各地の自治体では、民間の事業者と不法投棄通報協定を結ぶ動きが出ています。本市でも同様の取り組みにより一定の効果が得られると想定されます。考えをお聞かせ下さい。	

8

平成26年2月28日

生駒市議会議長

中谷尚敬 殿

生駒市議会議員

角田晃一



発言通告書

次のとおり通告します。

平成26年2月28日
午後2時50分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	市長のマニフェストと今後の市政運営について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	市長のマニフェストと今後の市政運営について
質疑・質問の要旨	
市長のマニフェスト及び２７日の議案説明会によって明らかになった H26 年度予算案を見ると今後３年間（H26～H28）に新規に大きな事業計画が掲げられている。１億円以上の事業だけを拾って見ても H26 約１０億円、H27 約２２億円、H28 約２５億円である。歳出は目白押しだが、歳出抑制は職員の人員削減（年間２．２億円の削減）によって図るとしているが、歳入増加策は明確ではない。その結果中期財政計画に於ける経常収支比率は悪化し続けることになっている。「出るを制し、入るを計る」は財政運営の要諦である。要は歳出、歳入のバランスが大事だが、市長のマニフェストを見ると歳出が先行している感を否めない。	
然し新規の大きな事業に反対するものではない。市民福祉向上の為に必要な施策を優先順位を明確にしてタイムリーに実施することは行政の義務である。従って一時的に財政指標が悪化するのもある程度はやむを得ないと考えている。然し一時的が慢性的になることを恐れている。これまでの２期８年は積極的に行財政改革を行い、その結果得られた原資等をより住み易いまちづくりの為に事業に投入し成果を上げて来られました。例えば難航していた生駒駅前再開発であり、懸案の新病院建設である。その中であって後世にツケを回さないとの決意は多くの市民の支持を得てきたと考えている。今回市長選挙での支持率が６８．５％と過去２回を上回ったことにも表れていると考えています。多くの市民が大きな信頼を寄せている中、市長選で述べられた「改革を総仕上げし、さらなる飛躍へ」をこの３期目には是非具現化して頂きたいと思っている。前置きはこの辺にして以下何点か質問させていただきます。	
１．歳入増加策として市長マニフェストに新規企業誘致数を４年間で８社とあるが、これまでの実績から考えてかなり高い目標と思われる。この目標を達成する為の方策を教えてください。又歳入増加策としてこれ以外に構想段階のものがあれば教えて欲しい。	
２．歳出の抑制策として職員の人員削減があるが、補助金の見直しも重要である。行革審の提言にある補助金の廃止を含めた見直しはどこまで進んでいますか。特に廃止と提言されているもので、廃止されていないものについて、その理由をお聞かせ下さい。その上で今後の進め方についてもお聞かせ下さい。	

4. 中期財政計画では経常収支比率が H30 で 95.3% となっているが、市長マニフェストでは「H28 年度決算まで 93% 以下を維持する」となっている。両者の関係及び整合性についてご説明願いたい。

5. 今年度も環境関係予算は充実している。又マニフェストからも今後も環境問題に積極的に取り組む姿勢がうかがえます。環境 NO.1 自治体を目指す為に必要と考えるが、これまでの環境施策（CO2 の削減、太陽光発電促進策、LED など）の実施による OUTCOME はどうなっていますか。例えば電力使用量の変化等を教えて下さい。

6. 「平成 29 年までに遊休農地解消と地産地消推進のため、新規就業者を 7 人誘致し、遊休農地を 7 ヘクタール解消する。」とあるがこれまでの実績に比べるとかなり高い目標と思われる。目標を達成する為の方策について教えて下さい？

7. 「市民税 1% 支援制度の活性化」について、この制度は 4 年目となりかなり知られていると考える。届出率を H25 年度の 8.22% から 10% に向上とあるが 10% 以上を目指すべきではないか。

8. 今後の市政運営という観点から一つお伺いします。地方自治は民主主義の学校と言われる。現在原発の再稼働を巡って各地で住民投票が行われている。常設型の住民投票条例は制定されれば生駒市民にとって住民の行政参加を画期的に促進させることに繋がるでしょう。市長はこのことについてどのような条件を整えば条例化を考えているのか教えて頂きたい。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること

平成26年 2月 28日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

塩見 牧子



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成26年 2月 28日
午後2時53分 受領

発言の種類 (○を付ける)		質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)	
1	市長施政方針「市民が主役となってつくる、参画と協働のまち」への取組について	
2		
3		
4		
5		

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	市長施政方針「市民が主役となってつくる、参画と協働のまち」への取組について
質疑・質問の要旨	
「健全で効率的な財政運営の推進」ための制度設計について 持続可能な市政運営のための行財政改革推進策として、平成26年度施政方針において、歳入については市税についての適正、公正な課税と適正、迅速な徴収事務、歳出については滞納抑制による徴収率の向上、事務事業見直しの結果反映、経常経費の抑制、人件費や職員数の削減等を掲げているが、生駒市自治基本条例第31条第1項に示されるように「実施計画及び行政評価を踏まえて行い、最少の経費で最大の効果をあげられるよう」「予算の編成及び執行に当た」ることが、持続可能な市政運営の基本であると考えている。 1. 生駒市自治基本条例第31条第1項には「実施計画及び行政評価を踏まえて」予算の編成及び執行に当たると規定されているが、具体的にどのような過程を経て予算要求が行われているのか。 2. 予算編成における市民参画、協働について、現在どのような取り組みがなされているか。また、今後、どのような取り組み余地があるとお考えか。 3. 生駒市自治基本条例第31条第3項には、「市長は、予算の編成過程も含め、市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう、分かりやすい情報を提供するものとする。」とある。予算編成過程の情報として、現在は予算編成方針と財政課長、企画財政部長、市長査定が公表されているが、各部課による予算要求から公表することについて市の見解を問う。 4. 生駒市自治基本条例における予算編成、執行、決算に関する規定を、より具体的かつ永続的に確かなものとするため、財政情報の市民との共有を内容に含み、市民自治に基づく健全な財政に資することを目的とする「財政健全化に関する条例」を制定することについて、市の見解を問う。	

「まちづくりにおける市民の参画と協働」について

参画と協働のまちづくり推進策のひとつに情報の共有が挙げられており、行革大綱の後期行動計画(案)にも示されているとおり、平成26年度の具体的な取り組みとして、市ホームページのリニューアル、PR冊子の作成が挙げられているが、情報ツールとしてこれらの枠組みが整備されたとしても、それらが有効に運用されないと、市民主役のまちづくりには生かされないと考える。

1. 情報公開、提供、情報発信について、どのような課題があると認識しているのか。
2. 本市における情報公開（開示請求をしなければ公開されないもの）の対象と情報提供（開示請求しなくとも自主的に行政が情報発信するもの）の対象の区分はどこにあるのか。また、可能な限り、情報提供への移行を図るべきと考えるが、市はどのようにお考えか。
3. 単なる情報提供にとどまらず、予算書、決算書、地図データなど市民がそれを加工して利用できるような形式での情報提供を行うことについて、市の見解を問う。
4. 市民からの情報提供を行政事務に活用する双方向ツールの活用について、市の見解を問う。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成26年 2月28日

生駒市議会議長

中谷尚敬様

生駒市議会議員

波田佳資印

発言通告書

次のとおり通告します。

平成26年 2月28日
午後2時58分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 <u>一般質問</u> (一括質問方式) <u>一問一答方式</u> 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	次年度施政方針について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	次年度施政方針について
質疑・質問の要旨	
先日出された市長の次年度の施政方針について、いくつか質問を行います。 まず、次年度の施設方針であるが、これまでの2期8年の総仕上げと位置づける3期目の初年度であるので、今後の4年間を見通した所信が示されるのかと考えていましたが、それが見受けられないので、その点、どのように考え、次年度をその中でどのように位置づけているのでしょうか。 次に、経済情勢の認識については、不安定要素を認識しておられるようですが、現実が高齢者などの暮らしはさらに不安定と言え、国政から市民生活を守る地方自治体の役割の重要性が増していると言えます。市民生活支援の全般については予算審議にて行うとして、ここでは高齢者の方への支援、特に交通費補助、介護保険利用料に対する補助、買い物弱者対策、独居の方についての支援についてどうしていくのでしょうか。 そして、市政運営の基本方針のところで、「真に必要な施策を厳選」「集中的に投資」と書かれていますが、「真に必要な施策」選定の基準と具体的施策について、また「集中的に投資」と「より健全な財政運営」についての関係についてはどのように考えているのでしょうか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。